

Total consulting firm

AG



お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

the Heartful OAG

Vol. 236 2024.12



太田孝昭が語る
元気になる言葉・春夏秋冬

大ショック!!失われ続ける40年か

特集

年調減税につきまして

令和6年分の年末調整に必要な定額減税における
注意点と必要事項



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます

元気な経営のワンポイント!

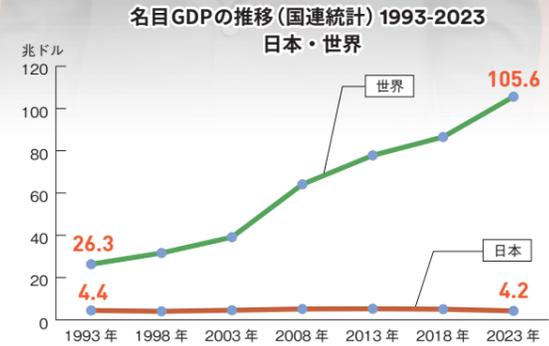
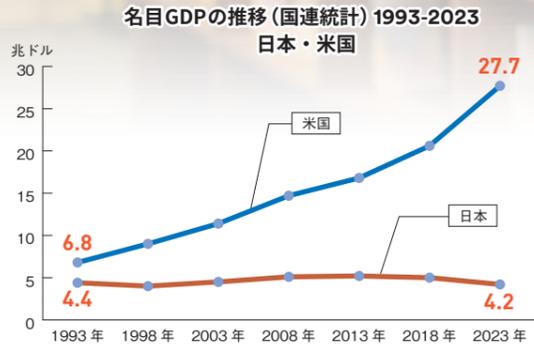
太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



大ショック!!失われ続ける40年か



上図をご覧ください。左は日本経済とアメリカ経済のGDPの推移であり、右は日本経済と世界経済の推移を表したものです。図表を見ると一目瞭然ですが、1993年の日本経済は4.4兆ドル、30年経過した2023年が4.2兆ドル。0.2兆ドル縮小しています。それに比較してアメリカ経済は6.8兆ドルが27.7兆ドル。およそ4倍に拡大しています。世界経済は26.3兆ドルが105.6兆ドル。これも4倍です。我が国日本経済はまったく成長していません。失われた30年とか言われていますが、国民も我々もなぜかピンときていないのです。日々は変わらず、過ぎていきます。しかし我が国以外の経済、とりわけアメリカ経済が4倍成長している一方で日本経済はマイナス成長。これを大ショックと言わず何と表現するのか。

実は大田弘子さん（政策研究大学院大学学長）が2008年の国会演説において「もはや日本は経済一流と呼ばれるような状況ではなくなってしまった。」と述べたのです。とてもオブラートに包んだ言い方ですが、平たく言うと「もはや日本は先進国ではない」と言う事です。この発言が一時物議を醸したのです。我が国の上層部は（マスコミも含めて）この発言をけしからんと思ったんですね。大田さんは本当の事を言ったのにですよ。我が国の上層部は未だに、成長なし経済が問題だと真剣に受け止めていないと思っています。国民全体も成長なし経済を良しとしているんだと思います。

日本では、総人口が減少しているのに生活保護人口は増加しています。経済が成長しないと税金が集まらない。税金が集まらなければ弱者保護が弱体化します。経済成長すればすべて解決するとは思いませんが、30年間ゼロ成長は問題です。我が国の上層部に期待してはいけません。そこで我々中小企業それぞれが、奮闘するしかない、奮闘こそが企業経営でしょう。国は企業なくして存立しえません。企業なくして雇用も納税もありません。我々は企業を経営する事で多大に日本経済に貢献しているのです。その誇りを持つべきです。

企業経営は自分の生活を支える事です。全従業員の生活を支える事です。その活動成果は国家の屋台骨です。ややもすると企業経営は自己利益の追求と矮小化されがちです。もちろんその事を否定しません。その通りです。しかし企業を継続発展させるには、自己利益の追求だけでは成りません。我々、経営者は企業経営を通じ、社会貢献しているんだという誇らしい気持ちで、奮闘しようではありませんか。

“人事労務お知らせ便”

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



年調減税につきまして

令和6年分の年末調整に必要な定額減税における注意点と必要事項

年末調整時の定額減税（年調減税）とは、令和6年6月に施行された制度で、年末調整の対象者が受けられる減税制度です。今年の年末調整では年間の所得税額を計算する際に、定額減税（年調減税）の処理が必要になります。年調減税は今年限りの処理となりますが、注意事項と変更事項を確認しておきましょう。

①年調減税の対象者

定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は以下の方です。

対象者	要件	減税額
給与所得者(本人)	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住者（国内に住所を有する個人または現在まで引き続き1年以上住居を有する個人） ● 課税区分：甲欄適用者 ● 6月1日以降に、給与等の支給を受けている事 ● 合計所得金額：1,805万円以下（給与収入のみの場合は2,000万円以下、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける方は、2,015万円以下） ※合計所得金額が1,805万円を超える給与所得者は、月次減税は減税対象となっていたが、本来は定額減税の対象外であるため年調減税は減税対象外となり、年末調整もしくは確定申告にて、月次減税にて減税されていた金額を精算する事となる	3万円
同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住者 ● 合計所得金額：48万円（収入金額：103万円）以下の配偶者 	3万円
扶養親族(年少扶養親族も減税対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住者 ● 合計所得金額：48万円（収入金額：103万円）以下 	3万円/人

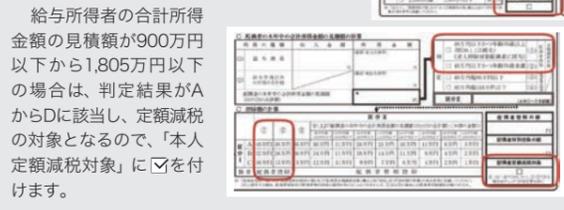
②年末調整に係る定額減税のための申告

年調減税の対象として申告を行うためには、次の2つの書類に対象者と合計所得金額の見込額を記載して提出する必要があります。

定額減税のための必要書類

1. 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
2. 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

給与所得者と配偶者につきましては、定額減税の対象となるか判定をして対象となる場合は☑を付ける必要があります。右記に各申告書の該当箇所を抜粋しますので参考にしてください。



給与所得者の合計所得金額の見積額が900万円以下から1,805万円以下の場合、判定結果がAからDに該当し、定額減税の対象となるので、「本人定額減税対象」に☑を付けます。

配偶者については判定結果が区分Ⅱの①または②で、かつ給与所得者の判定結果が区分ⅠのAからDに該当した場合、「配偶者定額減税対象」に☑を付けます。

※「区分Ⅰ」はAからCの記載となっていますが、給与所得者の判定結果がDの場合も配偶者定額減税の対象となります。（配偶者控除及び配偶者特別控除については対象外です。）

出典：国税庁 令和6年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

③源泉徴収票・源泉徴収簿

年末調整後に作成する「給与所得の源泉徴収票」の適用欄における新たな記載事項があります。

新たな記載事項	備考
実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額」として記載	-
年調所得税額から年調減税額を控除しきれなかった場合はその額を「控除外額」として記載	市区町村が源泉徴収票の記載事項を基に、給与所得者に支給する給付金額を計算するために必要
給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超え、かつ配偶者を同一生計配偶者として年調減税の対象とした場合には「非控除対象配偶者減税有」と記載	配偶者が配偶者控除及び配偶者特別控除について対象外ですが、定額減税については対象となっている事を知らせるために必要

また、国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」での「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していないため、余白部分等に年調減税額の控除等の計算を行います。



出典：国税庁 給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた

定額減税の対象となる所得税は、原則として「令和6年分所得税」が対象です。

OAG社会保険労務士法人では、人事・労務相談全般をお受けいたします。お気軽にお問い合わせください!

OAG社会保険労務士法人 Webサイト



金融機関や担当税理士が医療機関の経営改善をアドバイスする時に

～医療機関の事業性評価事業特性、リスク把握の要点について～

OAG監査法人は医療法人監査において日本有数の実績があります。その知見を活かして医療機関へのアドバイス業務も数多く実施しております。今回は金融機関の方々や担当税理士などの財務会計アドバイザーの観点から事業性評価についてまとめておりますので参考にいただければと思います。



OAG監査法人ヘルスケア事業部
シニアコンサルタント

近藤 隆彦

神戸大学経営学研究科修了。経営学修士（専門職）。政府系再生ファンドにて医療・介護事業の再生に従事。事務長、理事としてハンスオン支援を実施。2022年よりOAG監査法人。

1. 医療機関の現状

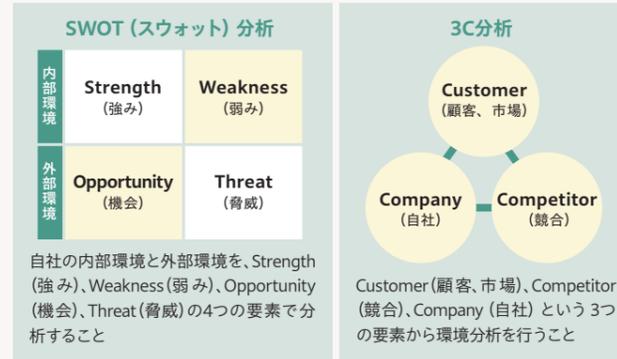
医療機関は公共性が高く、地域社会の持続可能性へ与える影響が極めて大きいといえます。近年は貸出残高も増加しており、地域金融機関では正確な事業性評価が求められますが、専門性の高さから対応が課題になっています。金融機関が医療・社会福祉法人に対して行う事業性評価の重要なポイントや課題についてお話しします。



2. 事業性評価の目的

金融庁は「平成26年事務年度金融モニタリング基本方針」で、事業性評価を通じて融資や助言を行う旨を示しています。その目的は、

- ①融資や投資に関するリスクを適切に評価し、健全な貸し手としての地位を確立する
- ②事業性評価に含まれるSWOT分析、3C分析などの評価を「本業支援策」「課題解決策」に転用することにあります。このため金融機関では地域や産業に今まで以上に踏み込んだ取引先との対話が必要になるといえますし、我々会計税務の専門家も留意が必要になります。



3. 経営特性把握の専門性

医療機関は公共性の面で地域社会への影響が大きいことが特徴です。医療・保健衛生事業者向けの銀行貸出残高が、2023年には10兆円規模に膨らむなど事業性評価の重要性は高まっているのが現状です。一方で、医療機関の経営特性やリスクの把握には一定の専門性が必要になります。実際の事業性評価では以下の課題があり、その点を理解の上、実施することが大切といえます。

専門人材・知識の不足

医療機関の事業特性や、経営環境に精通した人材が不足している状況です。医療機関の経営は他業種とは異なり、収益構造やリスク要因が独特と言えます。例えば、診療報酬制度や医療法規制などの医療機関特有の知識が求められるほか、専門性も高いといえます。また、医療機関の経営者は基本的に医師であり、看護師など他スタッフも有資格者であることから、医療事業の共通言語を備えなければ、踏み込んだ対話が難しいという側面もあります。



モニタリング体制の不備

医療機関の多くは、経営・財務状況について継続的なモニタリング体制が整備されておられません。そのため、改善対象となるべきKPI自体が設定されていないことがほとんどで、他業種と比べて課題を有しているケースが多いと考えられます。

※KPI (重要業績評価指標)：最終目標までの中間プロセスの達成度を定量的に計測・評価するための指標



4. 医療機関の事業性評価のポイント

医療機関に対する事業性評価は概ね図表1の手順で構成されます。事業性評価では、以下の医療機関特有の経営実態を踏まえて評価、対策を提示することも重要となります。また、必要不可欠な専門知識を補い、正確な事業性評価を行うには、外部専門家の活用も重要になりますので(図表2)我々会計税務専門家も留意が必要です。



① KPI設定とモニタリング体制構築

まずは定量評価として、医療機関にKPIを設定する必要があります。診療報酬額、科別・入院/外来別の患者数・単価、病床稼働率、新患率、DPCデータ、地域連携室の活動量などを検討します。これらのKPIは医療機関の健全性や成長性、医業収益の先行指標となり、評価する上で重要な指標になるものです。あわせてKPIモニタリング体制の構築が必要になります。

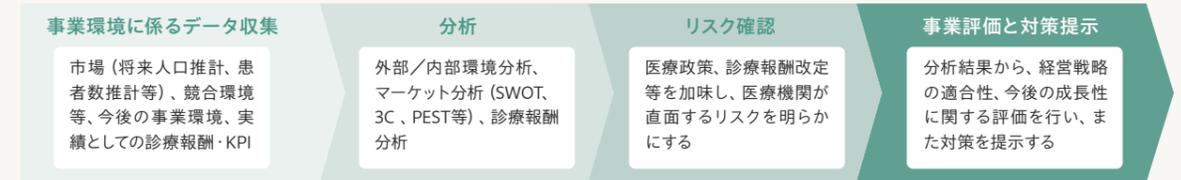
② 定性評価

定量評価に加えて、定性評価も重要になります。医療機関経営陣の能力や考え、業界動向や戦略などの定性的な要素も評価する必要があります。医療事業は地域密着性の強い地場産業の1つです。現在、地域包括ケア政策が推進されているなかで、地域の社会資源と医療機関の連携状況(連携室の働き、ベッドコントロール状況)の把握も必要となります。

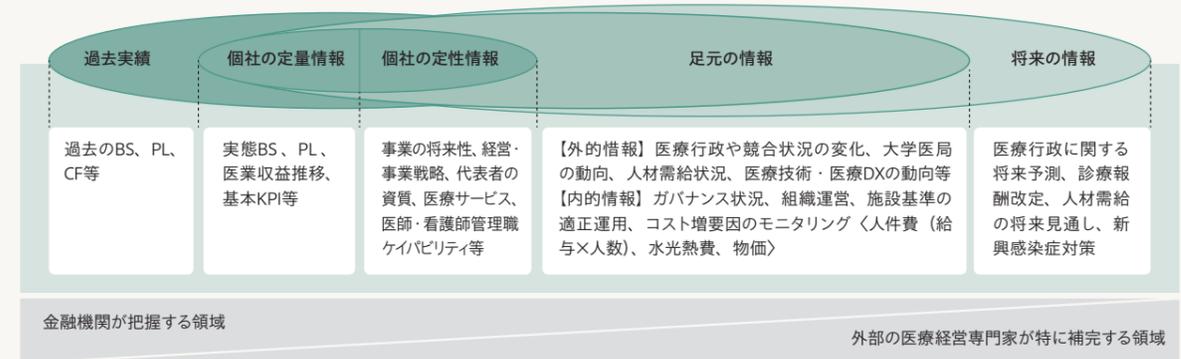
③ 経営戦略の評価

2024年診療報酬改定では、「賃上げ」「医療DX推進」「医療機関と介護保険施設等との連携強化」が打ち出され、医療機関にとってはコスト増の要素が多くなっていることにも留意が必要です。また、「特定疾患処方管理加算」が実質減額改定となるなど、特に中小医療機関は安易なポジショニングでは生き残れない局面になってきたと考えられます。そのため、診療報酬改定リスクの評価と、医療政策や競合環境に対する経営戦略の適合性の評価が重要になると考えられています。金融機関では、そもそもの経営戦略策定支援のほか、オペレーションの改善を含めた医療機関の経営改善支援まで求められる時代になってきており、我々専門家もその点に留意が必要です。

図表1 医療機関への事業性評価手順



図表2 金融機関における医療機関の事業性評価に関する把握領域(左側)と外部専門家が補完する領域



金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」より作成

病院の経営改善のご相談は

OAG監査法人 ヘルスケア事業部 にお任せください!

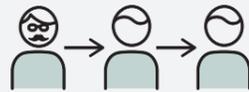
【お問合せ先】Tel. **03-6265-6598** (東京)

06-6310-3200 (大阪)



Theme

▶ 相次相続控除を適用できますか？



Q 令和6年6月に父が亡くなり、唯一の相続人ある私が財産を相続しました。相続税の申告と納税をする予定です。父は9年11か月前に亡くなった祖父から財産を相続し、相続税を納めています。父が支払った相続税について相次相続控除を適用できますか。

A 10年以内に相続税を支払っているため一定の金額を控除できます。
相次相続控除とは、相続が発生してから10年以内に新たな相続が発生した場合に、前回の相続税の一部を今回の相続税から差し引くことができる制度です。

今回のケースでは、相続開始（令和6年6月15日）前10年以内に父（被相続人）が祖父から財産を相続して相続税を支払っているため、父（被相続人）から財産を相続した子（相続人）の相続税額から、一定の金額を控除します。この制度は、**相次いで相続税が課税された場合に負担の調整を図る**ために設けられた制度です。

※相次相続控除は申告要件がないため、財産内容によっては申告が不要になるケースがあります。



出典：国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4168.htm>

OAG相続クラブ

いずれ発生する相続に向けての前準備
OAGがトータルサポートいたします
※入会金・年会費は無料です。



相続税ならOAG

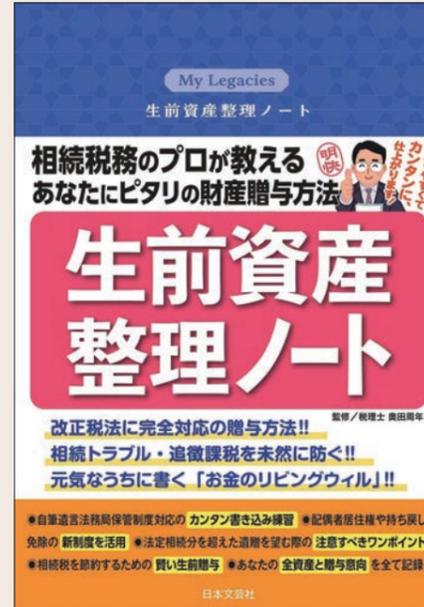
OAG相続クラブ



OAG BOOKSHELF

いまを伝える OAGの書籍ガイド

OAGの書籍をご紹介します。相続トラブルになりやすいケースをまとめた他に類を見ない整理ノート。



相続税務のプロが教える あなたにぴたりの財産贈与方法

生前資産整理ノート

- 発売日 2023.10.26
- 著者 奥田 周年（税理士）監修
- 発行 日本文芸社
- 価格 1,430円（税込）



詳細はコチラ

生前の整理には、「ご自身の今後のこと」、「ご自身の財産の承継先のこと」、「承継するときの税金のこと」の3つのテーマがあります。

まず、「ご自身の今後のこと」ですが、思いもよらない事故や病気で入院したとき、「ご自身の意思があれば、自分で治療方針を決めることができます。もし、入院するときに「ご自身の意識がなければ、治療方針を医師に伝えることもできません。「人工呼吸器を装着するか」、「胃ろうによる栄養補給をするか」など、栄養補給や延命措置に関する要望を、事前に「意思表明書」を作成していれば、「ご自身の意識がなくても、周囲に伝えることができます。延命治療を希望しないときは、「尊厳死宣言公正証書」を事前に作成し、公的に指示することもできます。もし、「ご自身」を病院から自宅に連れて帰る人がいないときは、死後の事務手続を依頼しておく死後事務委任という契約も必要となります。

次に、「ご自身の財産の承継先のこと」を考えます。

「ご自身」の財産を誰に承継するか、それを決めるのは「ご自身」であり、それを実現するために必要なものが遺言です。手軽に作成できる自筆証書遺言ですが、以前は、せっかく作成した遺言が発見されなかったり、民法の形式要件を満たしていないため無効になってしまうこともありました。しかし、2020年から創設された「自筆証書遺言書保管制度」を活用すれば、法務局の遺言書保管官による形式上のチェックを受けることができます。また、遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書保管申請時に、遺言者の指定した方へ死亡事実の通知を依頼することもできます。

相続税法の改正のほか、家庭裁判所の遺産分割事件の申立件数も増加傾向にあります。相続トラブルを生じさせないためには、すべての資産をきっちり整理しておくこと、誰に財産を相続させるのか、分配の希望意

思を明確にしておくことが重要です。最後は、「承継するときの税金のこと」です。

2015年の相続税法の改正により、相続税の基礎控除額が大幅に減少した結果、相続税の課税対象者が増加しました。相続税の申告をしなければならぬ相続人は、2021年において29万4,000人におよび、相続税は特別な存在ではなくなってきています。

また、2015年の基礎控除額の縮小を皮切りに、小規模宅地等の特例の厳格化、教育資金非課税信託に対する課税強化、マンションの評価方法の変更など、今まで適用していた相続税の特例を適用しにくくなり、相続税の課税対象となる財産が増加傾向にあります。年々改正される相続税法に、上手く適応することが大きな課題となっているのです。

このノートを用いて、これまでの人生を振り返り整理することで、より充実した人生をお過ごしいただければ幸いです。

訴訟ファンド、 「正義の味方」か「金儲け」か

米国の法律TVドラマ「グッド・ファイト」——。主人公の新人女性弁護士が法律事務所を舞台にさまざまな訴訟案件を巡って奮闘する番組で、日本でも放映されて人気を博しました。ドラマの中で、成功報酬型の訴訟の際に資金が問題となり、訴訟投資家が登場するストーリーがあります。投資家は、人工知能(AI)を駆使して勝率を分析し、訴訟に資金提供するかを判断します。訴訟大国の米国ならではの資金調達方法であり、訴訟が投資家の新たな投資先となっていることがドラマからも垣間見えます。



投資家から資金を集めた訴訟ファンドは、訴訟当事者の片方(主に原告側)または法律事務所と契約を結んで、訴訟費用に充てる資金(通常、回収見込み資金の1割程度)を提供します。勝訴や和解した場合、貸し付けた元本、金利に加え、勝ち取った額(法律事務所と契約する場合、法律事務所の報酬額)から2~3割程度を成功報酬として受け取ります。その金利および成功報酬が、訴訟ファンドの投資収益であります。また、敗訴した場合には、訴訟ファンドへの資金の弁済義務は原則的になく、通常、案件ごとに事前に参加した弁護士保険(After-The-Event Insurance)などで投資元本が保全される場合が多いです。

業界では、SNSなどで原告(個人の被害者)を専門に獲得する案件ソーシング会社(Claims Management Company)、大量の案件に対して、資金を安定的に提供する訴訟ファンドおよび案件を効率良く裁く法律事務所の間で、ウィン・ウィン・ウィンのビジネスサイクルが構築されています。

訴訟ファンド活用のメリット

一般の訴訟は、資金力、労力、時間の消耗戦ともいえます。資金力および一流の法律事務所へのアクセスが弱い個人当事者からの金融機関、大手企業などへの訴訟では、長期戦を避け、金銭的なプレッシャーから早急に和解する傾向があります。そうした中で法律事務所は、訴訟ファンドの活用により、個人被害者は、過度な経済的負担を負うことなく裁判を進めることができるため、今後は、米国に加え、英国を中心に欧州でも拡大する見込みです。

訴訟ファンドを巡っては、日本でも新しい動きが見られます。スイス連邦政府は、金融大手クレディ・スイス(CS)の救済買収に伴い、同社が発行したAT1債(新聞報道によると日本での販売総額は概ね1,400億円)を無価値化しました。この対応に対して、日本の複数大手法律事務所が、海外訴訟ファンドと協業すると報じられています。日本の投資家のため、弁護士報酬などのコストをすべて負担する形で、スイス連邦政府の関与に対する投資仲裁手続きを準備中としています。

訴訟ファンドへの投資、潜在リスクに要注意

もっとも訴訟ファンドが役割を果たすには、訴訟の当事者、訴訟投資家など利害関係者がウィン・ウィンの関係を構築できるのか、全体の調和・協調といったバランスが重要です。さらに上場株式などとは異なり、流通市場で取引されないため、流動性に乏しいです。このため、金融市場の動向が急変した場合でも、投資家が迅速に解約・償還を行うことが難しいといった、流動性リスクにも注意が求められます。

最後に、現行の日本弁護士法(第72条)において、弁護士や弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、法律事務を取り扱うことの「周旋」を事業として行うことを禁止しているため、訴訟ファンドは日本投資家にとっては、まだ広く認知されていません。しかし将来は、日本でも、訴訟ファンドへの投資が普及し、こうした役割が認知される時代が来るかもしれません。

訴訟ファンドのメリット

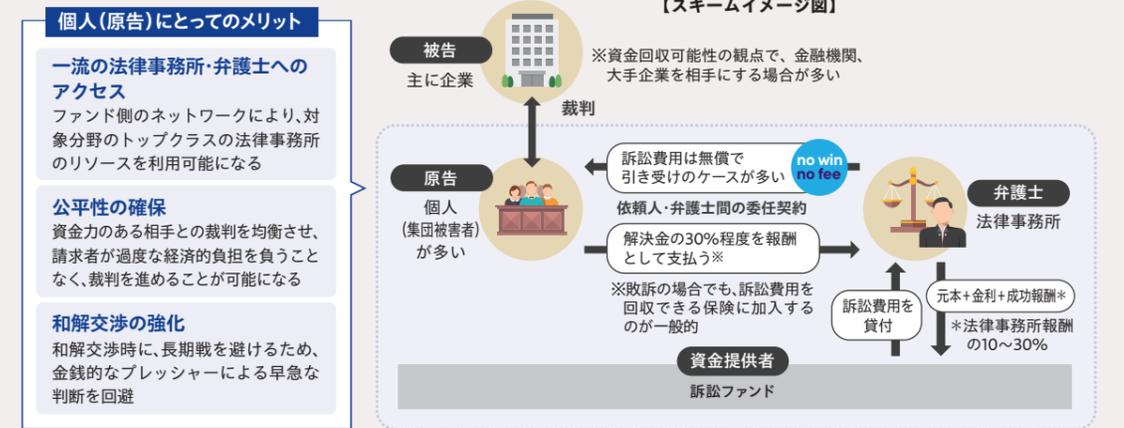
- 収益構造** 金利収入に加え、勝訴や和解時には成功報酬も期待できる
- 投資資産の分散** 株式市場などとの相関が低く、金融市場に影響されにくい資産クラス
- リスク分散** 単一案件もあるが、通常、案件種類、法律事務所、訴訟時期を分散

訴訟ファンドの留意点

- 商品性** 日本ではまだ普及していない性質のファンドであるため、取り扱う案件・種類などの仕組みへの理解が必要
- 流動性** 通常の訴訟は1年以上かかるため、投資家の換金もそれ以上に長期となる可能性が高い
- 投資金額** 最低投資金額が数百万円のファンドも存在するが、通常は千万円、億円単位のため富裕層向けの金融商品である

訴訟ファンド／訴訟ファイナンス／訴訟資金立替業者とは

訴訟ファンドは、訴訟原告側と契約を結び、訴訟に係る費用に対して、貸金として資金を提供し、勝訴した場合、勝ち取った額からリターン(投資元本に加え金利、成功報酬など)を受け取る仕組み。



市場状況

訴訟ファイナンス市場は、継続的に急成長。米国に加え、英国を中心とする欧州も急拡大の見込み。

訴訟ファンド市場規模



地域概要

北米市場

- 米国の訴訟ファイナンス業界は市場の20%のシェア(2022年)
- 2035年末までに4割へ拡大の見込み
- 訴訟資金の有利な規制枠組みにより、拡大に寄与
- 効果的なソフトウェアと幅広い最先端のサービスを提供する主要な訴訟資金提供者の存在も、訴訟資金の需要を高める
- 投資家間のポートフォリオ・ファイナンスのトレンドの拡大と、訴訟資金投資に対するエンドユーザーの需要の急増が北米市場の成長を推進

欧州市場

- 地域の多様なセクターを開発する必要性と英国政府の支援により、2035年末までに欧州市場の収益が大幅に増加すると予想
- 訴訟資金は英国のすべての裁判所で法的手続きに資金を提供する許容可能な方法として認められている
- 英国の法律資金提供者のための行動規範が施行されている
- ドイツの訴訟ファンド市場は2028年までに250億ドルに達すると予想されている

出典：Research Nester.

くにうみAI証券株式会社
—世界の名門オルタナティブ投資商品を提供—

くにうみAI証券株式会社

代表取締役社長：李 遠

所在地：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号丸の内仲通りビル607

登録番号：金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1627号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

設立：2007年2月22日



コーポレート
サイト



YouTube
チャンネル

Challenge!! OAG/OAGのSDGs



富士山クリーン活動

今回で13回目を数え、11月16日(土)、マウントフジトレイルクラブさまのご協力のもと、総勢25名で実施いたしました。

当日は樹海トレッキングツアーを通じて自然の大切さを学び、その後に清掃活動を行いました。



▲SDGsの説明
(マウントフジトレイルクラブさま)



▲開会式



▲トレッキングツアー



▲ゴミの分別

▲産業廃棄物などのゴミ

●富士山は世界文化遺産に登録されているにも関わらず、観光客のゴミのポイ捨てや、タイヤなどの不法投棄のゴミ問題が依然として課題となっています。

●富士山の麓の清掃活動を通して「ゴミが捨てられることにより引き起こされる土壌汚染の問題からSDGs(持続可能な開発目標)について考える」ということを活動目標として掲げています。

●SDGsの17個のゴールの中では「⑥安全な水とトイレを世界中に」「⑭海の豊かさを守ろう」「⑮陸の豊かさを守ろう」に関わるアクションですが、陸の環境問題を改善することにより、海の豊かさを守ることにも繋がっていくことから、SDGsのゴールは密接に関わり合っているということを学びました。



▲昼食時(グループ代表・太田の挨拶)



▲ほうとう定食



13回すべて参加の
浦野

ゴミの総重量は
なんと、300キロ以上

今回で13回目の参加を数える社員のコメント



浦野 佳子
OAG税理士法人

2009年にOAGで富士山清掃活動が初めて実施されてから、今回まで毎年子どもと一緒に参加してきました。途中、2019年は台風、2020年・2021年はコロナ禍で中止となりましたが、継続して活動に参加できたことは自慢の1つです。

今回は、初の青木ヶ原樹海トレッキングがあり、ガイドの方のお話も含め、貴重な体験となりました。

2009年に中学1年生で初参加した息子は28歳、2012年に小学5年生で初参加した娘も22歳になり、富士山清掃活動を通じて、子どもと一緒に成長できたような気がします。

安のカメラ紀行

鹿児島・熊本紀行③ ~指宿・知覧~

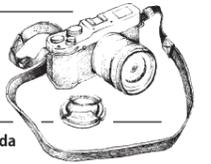


Photo by Yasuyoshi Wada

2日目は、指宿から開聞岳の麓を経由し、知覧を通り、鹿児島市街地から人吉市までのルートを辿りました。最初に訪れたのはJR指宿枕崎線の指宿駅です。半世紀前に私が勤めていた会社に、18歳の若者が就職のために指宿駅から寝台特急に乗り東京駅まで上京した際、彼を出迎えたことを思い出し当時は懐かしみました。東京まで約18時間かかりましたが、今は新幹線や飛行機が主流となり、寝台特急は廃止されています。次に、開聞岳を眺めながらドライブを楽しみました。開聞岳は標高924mの活火山で、「薩摩富士」とも称されます。知覧から飛び立った特攻隊員たちは、この山を富士山に見立てて最後の別れを告げたとされています。最初に着いた長崎鼻は薩摩半島の最南端に位置し、ここから眺める開聞岳や東シナ海の景観は素晴らしかったです。



▲指宿駅前



▲長崎鼻の灯台から望む屋久島



▲日本最南端の西大山駅



▲番所鼻自然公園 伊能忠敬の碑



▲大野岳から池田湖を望む

大野岳の麓から山頂までは知覧茶で有名な茶畑が広がり、標高466mからは池田湖、開聞岳、錦江湾、さらには大隅半島まで360度のパノラマを満喫できました。

そして、本日の旅の目的地である知覧特攻平和会館を目指しました。知覧はお茶と特攻平和会館のほか、武家屋敷でも有名です。知覧武家屋敷は、薩摩藩に仕えた島津氏の家臣たちが居住していた場所です。今も当時の風情を残しながら住民がそこで生活しています。



▲知覧武家屋敷

知覧特攻平和会館は、太平洋戦争の歴史を学び、平和の重要性を再認識する貴重な場所です。特攻は日本が行った自爆攻撃で、多くの若者が命を捧げました。残された遺書などを見て、特攻隊員の思いを少しだけ感じることができ、彼らの犠牲によって今の平和があるとも言われていますが、彼らの思いに報いるためにも戦争の悲劇・愚かさを忘れてはならないと痛感しました。更に私の故郷・山梨県大月市出身の特攻隊員が2名もいることを初めて知り、感慨深い思いで胸が熱くなりました。知覧を後にする際、満開の桜が桜吹雪となって散っていましたが、若き特攻隊員はこの散り行く桜をどんな思いで見、飛び立っていったのだろうかと思いを馳せながら、鹿児島市街地経由で熊本県の人吉市へ車を走らしました。



▲知覧特攻平和会館前にあるT-3練習機と桜



▲海没していた零式艦上戦闘機



▲特攻隊員像

安の今月の一句



「知覧去り 散りゆく桜に 君を見る」



こちらの二次元コードを読み取っていただくと選りすぐりの旅の写真をご覧いただけます。



▲執筆:和田安義

セミナー報告

2024年11月1日(金)

「税理士サミット2024」にて、OAGグループの太田隆介社長と可部哲生社外取締役が登壇しました

東京駅からすぐのJPタワー（ホール&カンファレンスルーム）で開催され、当社グループの太田隆介社長と可部哲生社外取締役が登壇いたしました。最新の業界トレンドや業務に活かせる有益な情報を得られる場となり、今後もお客様により良いサービスを提供できるよう、さらに知識を深めてまいります。



開催詳細▶



新刊雑誌情報

月刊「税務弘報」12月号に寄稿しました

税理士のみなさんを応援する税務専門誌「税務弘報」にOAG税理士法人 奥田周年(税理士)が「資産運用を見据えた資産管理会社の設立」をテーマに寄稿しました。ぜひご覧ください。



税務弘報 2024年12月号

発売日 2024.11.5
価格 2,860円(税込)
発行 中央経済社

詳細はこちら▶



セミナー報告

2024年10月31(木)~11月3日(日祝)

公民連携の発信・対話の場『ヨコラボ』にてOAGウェルビーR 代表取締役 黒澤史津乃が登壇しました



複雑化・多様化する社会課題の解決に向け、行政や多様な主体による協働・共創の取り組みをさらに推進していくため、横浜市では公民連携の発信・対話の場として『ヨコラボ

2024』が開催されました。

期間中、OAGウェルビーR 代表取締役で一般社団法人 横浜イノベーション推進機構の代表理事でもある黒澤史津乃の他、参画企業の皆さまとともに『「おひとりさま」社会から見る誰もが安心して過ごせる社会とは』をテーマにセミナーを行いました。当日、会場となった横浜市庁舎ではご来場いただいた皆さまも熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

新刊雑誌情報

月刊「潮」12月号に掲載されました

月刊『潮』に、【連載】ニッポンの問題点「元気なうちに考えておくべき“人生のエンディング”。」をテーマに、ジャーナリストの田原総一郎氏とOAGウェルビーR 代表取締役 黒澤史津乃の対談記事が掲載されました。ぜひご覧ください。



月刊「潮」2024年12月号

発売日 2024.11.5
価格 770円(税込)
発行 潮出版社

詳細はこちら▶



Total consulting firm



本店

〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2
ホームポートライゾンビル
TEL:03-3237-7500
FAX:03-3237-7510



■発行人: グループ代表 太田隆介
■企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室 (里見晶、齋藤恭子、川島朋子、佐藤基哉)
■制作・印刷: 株式会社 野毛印刷社

【お願い】ご住所等のお客様情報のご変更を希望される場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。



コーポレート
サイト



メルマガ登録



YouTube



OAGグループ
X (旧Twitter)



相続税ならOAG
X (旧Twitter)

■札幌

〒060-0001
北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
ISM札幌大通4階
TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175

■仙台

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
TEL: 022-209-5339

■埼玉

〒350-1123
埼玉県川越市脇本町13-5
川越第一生命ビルディング3階
TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687

■千葉

〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町1-17
JPR千葉ビル8階
TEL: 043-215-8360 FAX: 043-215-8361

■東京ウエスト

〒182-0024
東京都調布市布田4丁目6番地1
調布丸善ビル3階
TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192

■富士吉田 (計算センター)

〒403-0016
山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
アークフジ1階3号室
TEL: 0555-73-8571

■名古屋

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-13-30
名古屋伏見ビル9階
TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312

■大阪

〒564-0063
大阪府吹田市江坂町1-13-33
進和江坂ビル7階
TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103

■福岡

〒810-0042
福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
センチュリー赤坂門ビル6階
TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651

